

前橋市敬老祝金条例の改正について（議案第28号）

長寿包括ケア課

1 改正の理由

平均寿命の伸長等により、敬老祝金の受給資格及び額を見直す。

2 内容

敬老祝金の受給資格及び額を次のように改める。

(年額)

受給資格	現行	改正案	改定幅
満80歳の者	10,000円	支給しない	△10,000円
満88歳の者	10,000円	支給しない	△10,000円
満100歳の者	100,000円	100,000円	0円

3 施行期日

令和3年4月1日